

資料編

資料1 主な個別計画の解説

第2期奥州市障がい者計画	
計画期間	平成30(2018)年度～令和7(2025)年度 ※令和3(2021)年度に中間見直し
<ul style="list-style-type: none">・本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める障害者計画として策定したもので、本市では、次に掲げる「障がい福祉計画」及び、「障がい児福祉計画」とまとめて1つの計画としています。・「障がい者計画」は、市の障がい者施策の指針となるもので、この計画に沿って障がい者の自立支援に向けた取り組みを進めます。・基本理念は「ノーマライゼーションの理念の実現」とし、「障がいのある人の自立を支援し、地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本目標としています。	

第7期奥州市障がい福祉計画及び第3期奥州市障がい児福祉計画	
計画期間	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
<ul style="list-style-type: none">・障がい者等の自立を支援する観点から、市町村は「日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に基づき「障がい福祉計画」を、また、「児童福祉法」に基づき、「障がい児福祉計画」を策定することとされている計画です。・期間は3年間で、福祉サービスの必要な見込量を算出し、その提供体制の確保に向けた取り組みを進めるものです。	

奥州市こども計画	
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
<ul style="list-style-type: none">・奥州市こどもの権利に関する推進計画、奥州市子ども・子育て支援事業計画を併せてこども基本法に基づく自治体こども計画とするもので、国のこども大綱、県のいわてこどもプランの趣旨を参酌しつつ、関連する市の部門別計画と連携を図ります。	

第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画	
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
<ul style="list-style-type: none">・本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定するものです。・また、第3期計画は、「子どもの権利に関する推進計画」を関連計画とし、本計画と一体化として、「こども基本法」に規定する市町村子ども計画とするものです。・基本理念を「子育て家庭と地域全体で育もう 未来に輝く 奥州っ子」とし、以下3つの基本目標を定めています。<ul style="list-style-type: none">基本目標Ⅰ. 一人一人の子どもの健やかな育ちを応援するしくみづくり基本目標Ⅱ. 安心して子どもを産み喜びを持って子育てができるためのしくみづくり基本目標Ⅲ. 子どもの育ちと子育て家庭を地域みんなが支えるしくみづくり	

第3次奥州市こどもの権利に関する推進計画	
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
<ul style="list-style-type: none">・本市では、国連総会で採択された「児童の権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、「奥州市子どもの権利に関する条例」を定め、平成24(2012)年に施行しました。本計画は、この権利条例の規定に基づき、条例の目的である、こどもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	

- ・基本理念「全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送ることができるまち」に向けて、基本目標を4つ掲げています。

基本目標1. 自分の良さを認めることのできる心を育みます

基本目標2. こどもが参画できる機会を増やします

基本目標3. 相手を思いやる気持ちを育てます

基本目標4. こどもの権利に対する意識を高めます

奥州市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

計画期間	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
------	-------------------------

- ・「高齢者福祉計画」は、老人福祉法の、「介護保険事業計画」は、介護保険法の、各規定により定めるものとされています。
- ・本市においては、介護分野も高齢者福祉の重要な一部を担い、密接な関係にあることから、全ての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画、かつ介護保健事業を運営するための事業計画として、一体的に策定し、運営を進めています。
- ・基本理念は「健康で安心して暮らせるまちづくり」とし、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標に、施策を展開しています。

奥州市重層的支援体制整備事業実施計画

計画期間	令和7（2025）年度
------	-------------

- ・この計画は、「社会福祉法」第106条の5の規定に基づき策定するもので、“地域共生社会の実現”を目指し、分野毎の縦割りや属性や世代を問わない、包括的な支援体制を整備し、地域の中の複雑化・複合化したニーズにも、適切かつ効果的に対応できるよう、事業の提供体制に関する事項等を定める計画です。
- ・事業開始年度の令和7年度を始期として策定し、奥州市地域福祉計画との一体化を検討するため、地域福祉計画の終期に合わせ、令和7年度の一年間を計画期間とします。

第4次健康おuishū 21プラン（健康増進計画）

計画期間	令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
------	--------------------------

- ・この計画は、奥州市総合計画の部門別計画の性格を有し、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の施策展開を明らかにするものです。
- ・第3次プランの基本理念「みんなで取り組む 健康づくり」を受け継ぎ、健やかで心豊かに生活できる、持続可能な社会の実現を目指します。

第2次奥州市自殺対策計画

計画期間	令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
------	--------------------------

- ・本計画は、自殺対策基本法に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、自殺対策基本法の基本理念や自殺総合対策大綱の基本認識や基本方針を踏まえて策定します。
- ・基本理念を「手をつなぎ いのち支える おuishū」とし、全国的に実施することが望ましいとされている“基本施策”の5項目と、本市の実態を踏まえて実施する“重点施策”3項目について取り

組んでいきます。

[基本施策]

- (1) 自殺対策推進のためのネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの支援
- (5) 子ども、若者への支援

[重点施策]

- (1) 高齢者への支援
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 働き盛り年代への支援

奥州市成年後見制度利用促進基本計画

計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

- ・この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- ・当市ではこの間、成年後見制度の推進に取り組んできましたが、体制の整備等、課題の解消に向けて、金ケ崎町と連携した計画の策定としました。

奥州市再犯防止推進計画

計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

- ・この計画は、奥州市地域福祉計画を上位計画として、「再犯防止推進法」に基づく、「地方再犯防止推進計画」として策定したものです。
- ・「再犯防止推進法」の趣旨を踏まえ、犯罪をした者等が地域生活を送る上で抱える困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、県、民間団体、市民と連携し解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。

(地域福祉計画と他の主な計画の策定状況)

(地域福祉計画と他の主な計画の策定状況)

計画名	平成													令和												
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
奥州市総合計画		前期				後期				前期				後期				前期								
奥州市地域福祉計画						第1期				第2期				第3期				第4期								
奥州市障がい者計画					第1期				第2期				第3期													
奥州市障がい福祉計画		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期										
奥州市障がい児福祉計画													第1期		第2期		第3期		第4期							
奥州市子ども計画																										
奥州市子ども・子育て支援事業計画									第1期		第2期		第3期													
奥州市子どもの権利に関する推進計画								第1次		第2次		第3次														
奥州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期		第9期		第10期										
奥州市健康増進計画 (健康おしゅう21プラン)			第1次		第2次		第3次								第4次											
奥州市自殺対策計画													第1次		第2次											
奥州市成年後見制度利用促進基本計画													第1期		第2期											
奥州市再犯防止推進計画													第1期		第2期											
奥州市地域福祉活動計画 【奥州市社会福祉協議会】					第1次				第2次				第3次				第4次									
岩手県地域福祉支援計画 【岩手県】			第1期		第2期		第3期		第4期																	

資料 2 社会福祉法改正の概要

【令和 3 年 4 月 1 日施行】

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の主な改正点

1 地域福祉の推進（第 4 条関係）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないことが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

(1) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないことが規定されたこと。

(2) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないことが規定されたこと。

3 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 関係）

厚生労働大臣は、重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表することが規定されたこと。

4 重層的支援体制整備事業（第 106 条の 4 関係）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができることが規定されたこと。

ア 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

イ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業

ウ 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業

エ 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

オ 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

カ 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業

5 重層的支援体制整備事業計画（第106条の5関係）

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めることが規定されたこと。

6 支援会議（第106条の6関係）

市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができることが規定されたこと。

7 市町村の支弁（第106条の7関係）

重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすることが規定されたこと。

8 市町村に対する交付金の交付（第106条の8及び第106条の9関係）

国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付することが規定されたこと。

9 重層的支援体制整備事業と介護保険法等の調整（第106条の11関係）

市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各法に基づく事業についての市町村の支弁に係る費用から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読替えを行うこと。

10 市町村地域福祉計画（第107条関係）

市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすることが規定されたこと。

【平成 30 年 4 月 1 日施行】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の主な改正点

1 地域福祉の推進（第 4 条関係）

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会について、与えられるものでなく、確保されるべきものとして規定されたこと。
- (2) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたこと。

2 福祉サービスの提供の原則（第 5 条関係）

社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との連携にも配慮すべきことが規定されたこと。

3 福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めることが規定されたこと。

4 地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務（第 106 条の 2 関係）

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、各相談支援を担う事業者が必要に応じて適切な支援関係機関につなげるよう努めることが規定されたこと。

5 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3 関係）

市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備事業、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備事業、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築事業等を通じ、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されたこと。

6 市町村地域福祉計画（第 107 条関係）

市町村地域福祉計画及びの策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられたこと。また、策定した地域福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることが規定されたこと。

資料3 用語解説（五十音順）

※（ ）内の数字は、掲載ページ

【あ行】

アウトリーチ（19、33、37、38、49、51～55）

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、訪問型支援として、市や支援機関が積極的に対象者の居る場所に出向くなどして、情報や支援を届ける働きかけです。

いのち支える自殺対策推進センター（40）

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）は、厚生労働大臣から指定を受け、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進する一般社団法人です。全国の自治体や関係機関と連携・支援を行い、自殺の実態調査、政策提言、相談・啓発活動（ゲートキーパー育成）など、先進的な自殺対策モデルを構築しています。

インフォーマル（29）

公式ではなく、形式ばらないことをいいます。公的機関や専門職のフォーマルなサービスに対して、インフォーマルなサービスには家族や友人、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかないものがあげられます。

NPO（エヌ・ピー・オー）（30、51）

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

【か行】

キャップ・ハンディ体験（32）

高齢者や障がい者が日常生活の中で体験していることを、疑似体験として学ぶことです。アイマスクをつけて歩行したり、段差やスロープのあるところを車いすや白杖を用いて移動したりするなど、障がい者の身体的な感覚を体験するとともに、生活のしづらさが環境や周囲の条件から生みだされるということを理解する取組をいいます。

ケアマネジメント（43）

病気やけが、障害、加齢などで生活上の支援を必要としている本人及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的に必要な支援・サービスのためのケア計画を作成し、継続的に支援を行うことをいいます。

権利擁護（7、18、35、36）

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。

ご近所福祉スタッフ（22、24、26、33、34）

市内50世帯に1人を目安に配置し、民生児童委員や地域福祉を進める方々と協働しながら安全・安心の地域づくりに取り組んでもらう方々です。

個人情報（23、38）

生存する個人に関する情報であり、かつその情報に含まれる記述等によって特定の個人を識別で

きるものをいいます。

子育て支援拠点事業 (51)

地域の身近な場所に子育て中の親子が気軽に集う「地域子育て支援拠点」を開設し、①子育て親子の交流、②子育て等に関する相談の実施、③地域の子育て関連の情報提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の開催などを実施し、地域の実情に応じた子育てに関する援助活動を行う事業です。

【さ行】

ささえあいの会 (24、28)

ふだんの生活の中で手助けが欲しい「おねがい会員」とお手伝いができる「まかせて会員」が、有償で助け合う組織です。高齢者や障がい、病気などで生活の手助けが欲しいときに、会員相互で援助を行うものです。

支援会議 (53～55)

会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討を行うものです。

自主防災組織 (26、38、46)

地域住民一人一人が協力連携し、自分たちの地域は自分たちで守るという考えのもと、発災時はもちろん日頃から地域と一緒にあって防災活動に取り組むために、地域で自主的に設立する組織です。

社会的孤立 (19、36、38～40、50)

客観的かつ定量的に評価されたソーシャルネットワークの減少及び社会的接触の欠乏した状態をいいます。社会的孤立は、孤立死、犯罪、消費トラブルなど顕在化する問題の素地となるだけでなく、生きがいや尊厳といった外部から見えない高齢者の内面にも深刻な影響をもたらします。

社会福祉法人指導監査 (43)

社会福祉法人が法令又は通知等に定められた法人として順守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する監査です。

住民支え愛マップ (24、26)

奥州市における「住民支え愛マップ（ご近所支え合いマップ）」事業は、地域住民が主体となり、身近な地域（小地域）の生活課題や支援が必要な人を把握し、高齢者や障がい者を見守り・支え合う体制を作る取り組みです。

小地域ネットワーク事業 (18、25)

地域の要援護者等に対して見守りの安否確認や声かけ訪問等を行い、住み慣れた地域で住み続けていくための支援を、民生児童委員、福祉活動推進員(行政区長)、ご近所福祉スタッフ、町内会・自治会役員などの地域の福祉活動に携わる方々を中心に展開している事業です。

消費者安全確保地域協議会 (55)

判断力が不十分となった者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行っています。

生活困窮者自立支援事業 (50)

生活困窮者が抱える問題について、生活困窮者やその家族又はその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連携調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業です。

成年後見制度 (7、36)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。

【た行】

第三者評価 (19、43、44)

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

男女共同参画 (38)

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別等にかかわらずその個性と能力を發揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け意識啓発を図ります。

ダブルケア (18、35、37、38、49)

子育てと親や親族の介護が同時期に発生することをいいます。女性の晩婚化や出産年齢の高齢化、兄弟数や親戚ネットワークの希薄化により、ダブルケアにより負担を感じている世帯が増加しています。

地域ケア会議 (23、43)

個別ケースの支援から高齢者の自立支援、関係機関とのネットワーク構築、地域課題の把握、地域づくり等の検討を行います。奥州市の地域ケア会議は、個別地域ケア会議、小地域ケア会議、市地域ケア推進会議の3段階としています。

地域自殺対策政策パッケージ (40)

都道府県や市区町村が独自の「地域自殺対策計画」を策定する際、実情に合った効果的な取り組みを選定・実施できるよう、推奨される施策群と具体的な事例をまとめたものです。いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が提供し、実態把握ツール「地域自殺実態プロファイル」と組み合わせ活用されます。

地域セーフティネット会議 (5、18、19、22、25、26、28、34、38、49、51、55)

行政区を基本単位として、地域の情報交換、困りごとの話し合いと解決策の検討、見守りが必要な世帯の把握と選定、支援経過の確認等を話し合う地域の会議です。地域での積極的な会議開催を推進しています。

地域包括支援センター (6、49、50)

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。

地方創生 (55)

東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とした一連の政策をいいます。

都市計画 (25、37)

総合計画の将来都市像を実現するため、長期的な視点から都市及び地域のあるべき姿を具体的に示すとともに、土地利用、都市基盤整備の方針及びそれを実現するための方策を示す基本方針として、奥州市都市計画マスタープランが策定されています。

都市再生整備計画 (28、29)

都市再生整備計画とは、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、都市の再生に必要な整備を重点的に行う区域を定め目標をもって事業を行っていくために作成する計画です。

この計画を策定し広く周知することにより民間活動の取り組みや官民連携による地域資源を生かしたまちづくりを推進し、市街地活性化の推進や賑わい再生など、目標を持った施策を実行することによる新たなまちづくりを進めていくものです。

【な行】

にこにこネット (24、26)

奥州市の「にこにこネット」は、高齢者や障がい者など地域で支援が必要な方々が孤立しないよう、平常時の見守り、声かけ、災害時の避難支援を行う「小地域ネットワーク事業」の総称です。行政区ごとの会議や緊急連絡カードの活用を通じて、地域ぐるみで支え合う体制（地域セーフティネット）を築いています。

日常生活自立支援事業 (36)

専門員を配置し、生活支援員の援助活動により、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理サービス、通帳書類等預かりサービス、相談・訪問活動を行います。

認知症サポーター (24)

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

農村RMO (アール・エム・オー) (25)

農村RMO (Region Management Organization) とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織のことです。農村型地域運営組織といます。

農福連携 (38)

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を

実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいがづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。市では、農福連携研修会などへの参加を通じた情報共有に努め、国や県など関係機関における事業について、農業者等向けに市ホームページなどで情報提供を行っています。また、県と協力してマッチングに向けたニーズ把握に努めています。

【は行】

8050 問題 (18、35、37、38、49)

高齢の親と働いていない中高年の独身の子が同居していることをいわゆる「8050」といいます。限られた収入(親の年金)での生活困窮や、親の介護、親が亡くなった後など社会的な問題に起因しています。この計画では、「8050」から起因する問題を「8050 問題」と表記しています。

バリアフリー (35)

生活環境(住宅、地域施設、交通施設)において、高齢者や障がい者にとって生活に障害となる物理的な障壁(バリア)を取り除く(フリーにする)ことをいいます。

伴走型支援 (30、38)

マラソンなどでランナーのそばについて走る伴走者のように、困っている人、苦しんでいる人の近くにいき、問題解決よりもつながる、寄り添うことを目的とし、相談者と一緒になって考える支援のことをいいます。

避難行動要支援者 (7、21、23、26、38、46)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者(災害対策基本法による定義付け)のことで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

ファミリーサポートセンター (34)

「子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となります。おねがい会員が仕事や家庭の事情、保護者のリフレッシュでお手伝いが必要なときに、まかせて会員がサポート活動を行います。センターはその会員相互の仲介を行います。

福祉活動専門員 (30、43、49)

支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の親などに対して、見守り、生活課題の発見、相談援助など必要なサービスや専門機関へのつなぎと課題を解決するための支援を行います。また、地域住民と一緒に地域の福祉力の向上を図り、セーフティネットの体制づくりと地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関等に働きかけます。

福祉懇談会 (32、38)

互いに支え合い住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けるための仕組みづくり構築のため、市や社会福祉協議会が地域の福祉関係者に対して事業説明等を行い、参加者からは地域生活課題や困りごとなどを伺う相互の意見交換の機会として開催しています。

福祉避難所 (26)

奥州市の主な福祉避難所(第2次避難所)は、高齢者や障がい者など配慮が必要な方のための施設で

す。代表例として「奥州市総合福祉センター」（水沢南町）が指定されています。一般の避難所（水沢体育館、各総合支所など）で過ごすことが困難な場合に、必要に応じて開設されます。

参考資料：Web 検索「奥州市福祉避難所」

プライバシー（24、39）

個人の私生活や家庭内の私事、また、それを他の個人や社会に知られず干渉や侵害を受けない権利のことをいいます。

ふれあいいいきサロン（24）

高齢者や障がい者、子育て世代が集まり、お茶のみやレクリエーション等の多様な取り組みをしています。

ボランティア協力店（24、31）

奥州市のボランティア協力店は、主に高齢者の買い物支援や地域見守り活動を行う「ご近所福祉スタッフ」関連の店舗や、子供の居場所を提供する「こども食堂」ネットワーク参加店です。詳細は奥州市社会福祉協議会が把握しており、地域の支え合い活動として、店舗が独自の支援や場所提供を行っています。

参考資料：『令和4年度奥州市社会福祉協議会のあらし』

<http://www.oshu-shakyo.jp/aboutus/abstract2022.pdf>

ボランティア・市民活動センター（30）

情報の提供や活動拠点の開設、ボランティア登録事業などを通じて、ボランティア活動の啓発と活性化、ボランティア団体の支援を実施しています。また、各種講座の開催や出会い・学び・協働の機会を創出し、共生の文化と人づくりのための基盤整備をすすめ、地域の多様な個人・団体と協働して総合的な支援体制を構築します。

【ま行】

みまもりおーネット（24、29、31）

みまもりおーネットは奥州市地域見守り支援ネットワークの愛称です。

高齢者の孤立防止や消費者被害の防止等に地域全体で取り組むことを目的とし、民間事業者の協力をいただきながら、地域の中の見守る人・見守られる人を特定しない形で進める見守り活動です。日常生活や仕事の中で、高齢者等の「ちょっと気になる…」ということに気づいたときに、市にご連絡いただくことで、地域の高齢者等をゆるやかに見守っています。

民生児童委員（7、13、14、22、26、33、47）

民生児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしています。

また、奥州市社会福祉協議会は奥州市民生児童委員連合協議会の事務局として、民生児童委員（協議会）と地域福祉推進のため連携し、民生委員活動の支援をしています。

民生相談員（33）

奥州市において地域の見守りや相談を行い市民生活の安定を図るため民生相談員を設置しているもの

です。相談員は、民生委員法に規定する民生委員の職にある者を市長が委嘱しています。

【や行】

ヤングケアラー (33)

「ヤングケアラー」とは、“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者”のこと。本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…これらの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

出典：子ども家庭庁 <https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/>

【わ行】

ワンオペレーション育児 (33)

ワンオペレーションとは、作業を全て一人でこなすという意味です。ワンオペレーション育児は、子育てと家事や仕事の全てを一人でこなさなければならない状況をいいます。

資料4 障害の「害」の字のひらがな表記について

「障害」の「害」の字は、「害悪」「公害」などの負のイメージが強いため、「障害」の「害」の字をひらがな表記にすることによって、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がっています。

奥州市地域福祉計画は、障害の「害」の字のひらがな表記について、以下のルールに従って策定しています。

【ひらがなで表記する場合】

障がい者に対し、直接働きかけたり、人の状態を表したりする言葉は、ひらがな表記を基本としています。

(例) 障害者→障がい者、障がいのある人(方)

身体障害者→身体障がい者、身体に障がいのある人(方)

視覚障害者→視覚障がい者、目の不自由な人(方)

障害福祉→障がい福祉、障害種別→障がい種別

障害者スポーツ→障がい者スポーツ

障がいのある方には「障害者社会参加促進事業補助金」を活用できます。

【ひらがな表記の適用を除外する場合】

ひらがな表記をすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりするおそれがある言葉については適用除外としています。例えば、条例等法規の題名、本文等における「障害」の言葉は、「害」の字をひらがなにすることにより、用語や定義が法律と同一でなくなり、その言葉の持つ意味が失われ、誤解される恐れがあるためです。このことから、以下においては、人の状態を表す言葉であっても適用除外とし、漢字表記として取り扱うこととしています。

ア 条例、規則等

(例) 身体障害者福祉法、障害者自立支援法

イ 法令、条例等に規定されている用語、名称等

(例) 身体障害者手帳、特別障害者手当、障害者控除

ウ 団体・機関等の固有名称

(例) 障害程度区分認定審査会、高次脳機能障害、障害者社会参加促進事業

エ 人の状態を表すものでない「障害」

(例) 青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為、電波障害

参考：岩手県HP

平成25年1月31日付健康福祉部長通知

資料5 奥州市地域福祉計画の策定経過

時期	経過
令和7年4月21日	奥州市及び社会福祉協議会担当者事務協議① ・計画策定スケジュールについて
令和7年5月2日	計画策定業務に係る委託契約締結
令和7年5月7日	委託事業者との打合せ①
令和7年5月13日	委託事業者との打合せ②
令和7年6月10日	委託事業者との打合せ③
令和7年6月27日	奥州市地域福祉計画策定委員会委員の委嘱 第1回奥州市地域福祉計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議と合同） ・第3期奥州市地域福祉計画について（取組状況） ・第4期奥州市地域福祉計画策定方針について
令和7年6月27日	第4期奥州市地域福祉計画策定方針決定
令和7年7月1日 ～令和7年8月1日	市民アンケート実施 ・1,208件/3,000件（回収率40.3%）
令和7年9月10日	奥州市及び社会福祉協議会担当者事務協議② ・アンケートの集計結果について
令和7年9月19日	計画策定に係る関係課ヒアリング ・奥州市こども計画（こども家庭課） ・第4次健康おうしゅう21プラン（健康増進課） ・奥州市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（長寿社会課） ・奥州市重層的支援体制整備事業実施計画（地域共生社会課） ・第2期奥州市障がい者計画・第7期奥州市障がい福祉計画・第3期奥州市障がい児福祉計画（福祉課）
令和7年11月18日	奥州市及び社会福祉協議会担当者事務協議③ ・策定の進捗状況について
令和7年12月18日	第2回奥州市地域福祉計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議と合同） ・市民アンケート集計結果について ・第4期奥州市地域福祉計画（素案）について
令和8年1月27日 ～令和8年2月27日	パブリックコメントの募集
令和8年2月5日	議会全員協議会での議員説明 ・第4期奥州市地域福祉計画（素案）について
令和8年3月16日	第3回奥州市地域福祉計画策定委員会（奥州福祉推進市民会議と合同） ・パブリックコメント実施結果について ・第4期計画最終案について
令和8年3月30日	第4期奥州市地域福祉計画の決定

資料6 奥州市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成19年奥州市告示第217号)

改正 令和2年奥州市告示第149号の7

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を円滑に策定するため、奥州市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、計画の策定に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 行政区長
- (3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員
- (4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員
- (5) ボランティア団体の構成員
- (6) 消防団員
- (7) 介護サービス事業者の役職員
- (8) 障害福祉サービス事業者の役職員
- (9) 児童福祉関係者
- (10) 保健医療関係者
- (11) 胆江地区保護司会の役職員
- (12) 岩手県社会福祉士会胆江ブロック会の構成員
- (13) 農業協同組合の役職員
- (14) 商工団体の役職員
- (15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員
- (16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員
- (17) 行政機関の職員
- (18) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又

は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、社会福祉法人奥州市社会福祉協議会又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

附 則(令和2年奥州市告示第149号の7)

資料7 奥州市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

任期：令和7年6月27日から令和8年3月31日まで

No.	設置要綱による区分	団体等名称	役職	委員氏名
1	(1) 公募による者	公募		菅原 正
2		公募		広野 カツ子
3	(2) 行政区長	奥州市行政区長連絡協議会		朝倉 義勝
4	(3) 奥州市老人クラブ連合会の構成員	奥州市老人クラブ連合会	会長	佐々木 幸初
5	(4) 奥州市地域婦人団体協議会の構成員	奥州市地域婦人団体協議会		高野 紀代
6	(5) ボランティア団体の構成員	奥州市ボランティア連絡協議会	会長	菅野 好平
7	(7) 介護サービス事業者の役職員	胆江地区老人福祉施設連絡会		藤原 健一
8	(8) 障害福祉サービス事業者の役職員	岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会		村上 和男
9	(9) 児童福祉関係者	胆江地区保育協議会		佐々木 捺美
10	(13) 農業協同組合の役職員	岩手ふるさと農業協同組合		小野寺 穰
11	(14) 商工団体の役職員	奥州商工会議所	参与	菊地 浩明
12	(15) 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会の役職員	奥州市社会福祉協議会	常務理事	千田 博文
13	(16) 奥州市民生児童委員協議会の構成員	奥州市民生児童委員連合協議会	副会長	佐藤 忠助
14	(17) 行政機関の職員	県南広域振興局保健福祉環境部	福祉課長	日向 磨机子
15		奥州警察署	生活安全課長	鈴木 秀和
16		奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	救急課長	高橋 清人
17	(18) 市長が必要と認める者	水沢地域福祉推進協議会	委員長	千葉 弘
18		江刺地域福祉推進協議会	委員長	高橋 善昭
19		前沢地域福祉推進協議会	委員長	千田 敏彦
20		胆沢地域福祉推進協議会	委員長	鈴木 公男
21		衣川地域福祉推進協議会	委員長	佐々木 金男
22		水沢地区町内会連絡協議会	会長	小原 君夫
23		奥州市身体障害者福祉会	会長	高橋 清
24		胆江地区育成会連絡会	代表	千葉 文夫
25		奥州市精神障害者家族会連合会	会長	菊池 恒夫
26		奥州市母子寡婦福祉協会	会長	小澤 幸子
27		一般社団法人奥州青年会議所	監事	菅原 正堯
28		NPO 法人 奥州わらすば	理事長	大内 玲子
29		胆江日日新聞社	編集局次長	菊地 義行

第4期奥州市地域福祉計画

『共に支え合う、健康で安心して暮らせるまちづくり』

令和8年3月策定

発行 奥州市福祉部福祉課

TEL 0197-24-2111(代表)

ホームページ <https://www.city.oshu.iwate.jp/index.html>
